

(3) 各種スポーツ教室事業参加者数の増  
平成19年度末対平成16年度実績の5%増

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (財)滋賀県体育協会	平成17年度以前 管理受託者 (財)滋賀県体育協会
指定管理料 (委託料)	総額 (3年間) 319,560千円	平成15年度 62,063千円
	平成18年度 107,144千円	平成16年度 59,132千円 平成17年度 59,439千円
利用人数	平成18年度 162,494人	平成15年度 152,685人
		平成16年度 129,411人
		平成17年度 134,909人
利用料金収入	平成18年度 49,435千円	平成15年度 28,686千円
		平成16年度 28,311千円
		平成17年度 30,331千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・わかりやすい料金設定を行った。(1/2使用時等に端数がでないよう料金設定)
- ・ポイント還元システムを導入し、利用料金の割引を行った。
- ・申込み方法等がわかりやすいように「使用の手引き」を作成・配布した。
- ・意見箱を設置し利用者の声を聞いて、施設の管理、運営に反映するように努めた。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・委託業務を複数年契約(2~3年)とした。
- ・最大需要電力量を上げないよう工夫した。
- ・印刷物(年1回の刊行物)をホームページに掲載することにより、印刷経費を削減した。
- ・電子メールにより、郵送料等の経費を縮減した。
- ・ミスコピー紙の再利用、事務室等の管理スペースにおける冷暖房設定温度の調整等、環境対策とあわせて経費縮減に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・曜日別や時間別の稼働率を把握し、効率的な利用がされることが望まれる。
- ・引き続き、体育協会の体制および運営の見直しが望まれる。

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	教育委員会事務局スポーツ健康課
2 施設の名称	滋賀県立アイスアリーナ
3 施設の所在地	大津市瀬田大江町17-3
4 指定管理者	大津市御陵町4番1号 S L グループ 代表者 財団法人滋賀県体育協会 (構成：財団法人滋賀県体育協会、(株)レジャーインダストリー)
5 指定の日	平成17年12月21日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで (5年間)
7 選定方法	公募 (2者)
8 設置目的等 (設置および管理に関する条例より抜粋)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため、滋賀県立アイスアリーナを大津市瀬田大江町に設置する。
9 管理運営目標 (基本協定より抜粋)	(1) 利用料金収入等の増収 平成19年度末対平成16年度実績の5%増 (2) 施設利用者数の増 平成19年度末対平成16年度実績の5%増 (3) 各種スポーツ教室事業参加者数の増 平成19年度末対平成16年度実績の5%増

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 S L グループ	平成17年度以前 管理受託者 (財)滋賀県体育協会
指定管理料 (委託料)	総額 (5年間) 148,449千円	平成15年度 87,684千円
	平成18年度 50,193千円	平成16年度 86,591千円 平成17年度 90,192千円
利用人数	平成18年度 131,353人	平成15年度 82,901人
		平成16年度 74,227人
		平成17年度 100,856人

利用料金収入	平成18年度	113,486千円	平成15年度	87,549千円
			平成16年度	63,254千円
			平成17年度	85,905千円

## (3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・利用料金の値下げと通年利用ができるよう変更した。
- ・売店の営業を行った。
- ・リンク調整会議をおこない、児童生徒・女性の利用が深夜にならないように調整した。
- ・銀行振込による収納手続を取り入れた。
- ・開館時間にとらわれず、時間外の利用に対応した。
- ・自転車置場に独自に屋根を設置した。

## (4) 管理経費節減のための取り組み

- ・昼間は自然採光を取り入れ、水銀灯の点灯時間を減らした。
- ・毎日の点検をおこない、無駄な電気の消し忘れなどを常に点検し節約に心がけた。
- ・玄関にエアーカーテンを設置することで冬場の暖房経費を軽減できた。
- ・敷地内の除草作業(年2回)のうち1回は直営で行った。

## (5) その他の個別意見等

- ・常連客を確保するために、定期券を作るなど柔軟な対応が望まれる。

## 資料 1

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

## 第十章 公の施設

## (公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

## (公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

- 第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
  - 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

- 第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分について不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。
- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分について不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
  - 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
  - 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立